

公立大学法人福知山公立大学の業務の実績に関する評価方針

平成 29 年 5 月 11 日
公立大学法人福知山公立大学評価委員会

この方針は、公立大学法人福知山公立大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人福知山公立大学（以下「法人」という。）の業務実績評価を実施するにあたっての基本的な考え方や評価方法等について定めるものである。

1 評価の基本的な考え方

- (1) 評価は、法人の教育研究の特性や運営の自主性、自立性に配慮して行うものとする。
- (2) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の組織・業務運営等に関して総合的に行い、改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資するものとする。
- (3) 評価は、法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討に資するものとする。
- (4) 評価を通じて、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取り組み状況やその成果をわかりやすく示し、市民への説明責任を果たすものとする。
- (5) 評価方法については、必要に応じて工夫・改善を行うものとする。

2 評価方法

- (1) 評価は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に規定する以下の評価を実施する。
 - ①年度評価 法第 28 条に定める各事業年度に係る業務の実績に関する評価
 - ②中期目標期間評価 法第 30 条に定める中期目標に係る業務の実績に関する評価
- (2) 評価は、法人の自己評価を付した業務実績報告書等に基づいて行うことを基本とする。

なお、法第 79 条の規定に基づき、中期目標期間における評価は、認証評価機関の評価を踏まえることとする。
- (3) 年度評価及び中期目標期間評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
 - ①項目別評価
中期目標及び中期計画に定められた各項目の進捗状況又は達成状況を確認し、評価を行う。
 - ②全体評価
項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標・中期計画の進捗状況又は達成状況の全体について総合的に評価を行う。
- (4) 評価の透明性・正確性を確保するために、評価結果を決定する前にその結果を法人に示して、意見の申立ての機会を設ける。
- (5) 年度評価及び中期目標期間評価の具体的な方法については、別途定める。

地方独立行政法人法

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第28条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

(認証評価機関の評価の活用)

第79条 評価委員会が公立大学法人について第30条第1項の評価を行うに当たっては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

公立大学法人福知山公立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(各事業年度に係る業務の実績の報告)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を**当該事業年度の終了後3月以内**に公立大学法人福知山公立大学評価委員会(以下「評価委員会」という。)に提出しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績の報告)

第8条 法人は、法第30条第1項の規定により評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を**当該中期目標の期間の終了後3月以内**に評価委員会に提出しなければならない。